生年月日	年　月　日		
住　所	〒　— 電話番号		
添付書類	住民票		
死亡した被害者			
フリガナ		性別	生年月日
氏　名			
死亡年月日		添付書類	死亡診断書等

備考　用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

様式第九号（第32条関係）

特別給付金支給申請書

内閣総理大臣　殿

下記のとおり、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律による特別給付金を申請します。

平成　　年　　月　　日

氏　　名　　印

（自署又は記名押印願います。）

フリガナ		性別	
氏　名			
生年月日	年　月　日		
住　所	〒　— 電話番号		
添付書類	住民票		
基礎年金番号		帰国日	
帰国日前に受けていた年金給付がある場合は、その種類と期間	種類	受給期間	
		年　月～　年　月	

備考　用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

様式第十号（第34条関係）

追納支援一時金支給申請書

内閣総理大臣　殿

下記のとおり、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律による追納支援一時金を申請します。

平成　　年　　月　　日

氏　　名　　印

（自署又は記名押印願います。）

フリガナ		性別	
氏　名			
生年月日	年　月　日		
住　所	〒　— 電話番号		
添付書類	住民票		
基礎年金番号		居住日	

備考　用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十三号）の施行の日（平成二十七年一月一日）から施行する。

（拉致被害者等給付金に関する経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十二号）第五条第一項の規定により拉致被害者等給付金を受給している帰国被害者等に係るこの府令による改正前の北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則第四条第二項の規定はなお効力を有する。

○内閣府令第八十三号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「第四条の二第二項第一号」を「第四条の三第二項第一号」に改める。

附　則

この府令は、サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年一月九日）から施行する。